

経営会議の内容

件名	NPO法人の指定について
所管部	市民経済部
日時・場所	平成24年11月22日（木） 15：05 ～ 15：50 政策会議室
出席者	市長、副市長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、こども部長、環境農政部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、市民活動課長
提出理由	NPO法人の活動を支援するため、NPO法人を指定する制度を導入するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・規則に指定NPO法人の申出の資格として、本市内に事務所又は事業所を有するものを定めているが、例えば本市に事務所を有していないNPO法人は申出をすることができないのか。 （所管部）本市に事務所を有していない場合でも、市長が市民の福祉の増進に寄与していると認めれば可能である。 ・更新をする場合、申出の資格や審査は当初と同様のものなのか。 （所管部）同様である。
会議結果	案のとおり、進めていく。